公認団体規程

（目的）

第1 条 この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本法人」という）の公認団体に関する事項を定める。

（公認団体組織）

第２条 公認団体は、モルックの活動を行う団体として組織され、当該団体を代表する長を置かなければならない。

2. 公認団体の代表者は、本法人の理事会において承認されるものとする。

3. 公認団体は、本法人の組織上混乱を招き得る名称を使用しないものとする。

4. 公認団体は、本法人公認団体を名乗り、本法人の認可した公認大会の開催、本法人の運営する広告媒体における自己団体の活動宣伝、および広く一般に向けたモルック普及に関する活動を行うことができる。ただし公認団体は、本法人の共催、後援等を得て本法人と共同で何らかの事業を行う際には、事前に本法人に申請しその許可を受けなければならない。

5. 公認団体は、本法人の許可なく本法人の所有するロゴマーク等を名刺その他の広告媒体に流用してはならない。ただし本法人の認可する正規の公認団体ロゴマークを使用することができる。

（年会費の納入等）

第３条 公認団体は、本法人の定款第８条並びに「会員制度及び入退会・会費等に関する規程」第９条の規定を遵守しなければならない。

（入会）

第４条 「会員制度及び入退会・会費等に関する規程」第７条により、入会しようとする団体は、代表者により所定の入会申込書を本法人代表理事に提出しなければならない。

2. 本法人代表理事は、前項の書類を受領した日から直近の理事会において、当該団体の入会の適否について審査し、適当と認められたときは、当該団体の入会を承認する。

（退会）

第５条 公認団体が退会しようとするときは、「会員制度及び入退会・会費等に関する規程」第１５条に従い、本法人代表理事あてに退会の理由を付した退会届を提出しなけ

ればならない。

２．本法人代表理事は、退会届を受領した日から直近の理事会において、退会の適否を審査し、適当と認められた団体は、本法人代表理事が退会を承認する。

３．本法人の代表理事は、不適当と認めた公認団体を、理事会の議決をもって退会させることができる。

（納付金の精算）

第６条 公認団体が前条第 2 項または第 3 項により退会した場合、既に納付していた経費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金は、直ちに全額納付しなければならない。

（改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

（附則）

この規程は、２０２０年１０月２５日から施行する。

２．この規定は、２０２１年４月１日をもって改定された。

３．この規定は、２０２３年１１月１２日をもって改定された。